

予防接種台帳の電子化等の取組状況(都内区市町村へのアンケート調査結果／平成29年1月実施)

| 項目 | 内 容 | 回 答 | | |
|----|---|------------|------------|-----------|
| | | している | していない | |
| 1 | 予防接種台帳を電子化していますか。(※) | 60 (96.8%) | 2 (3.2%) | |
| | | | | |
| 2 | 電子化の予定はありますか。ある場合は時期についても御回答ください。 (1で「していない」と答えた場合のみ回答) | 1 (50.0%) | 1 (50.0%) | |
| | | | | |
| 3 | 接種記録の台帳への転記は、接種後どれくらいの時期に行っていますか。回答欄に御記入ください。 (管内医療機関で実施した場合) | 1か月以内 | 1か月～2か月後 | 2か月～半年後 |
| | | 11 (17.7%) | 44 (71.0%) | 7 (11.3%) |
| 4 | 麻しん・風しん第2期接種について、予防接種台帳を利用した、未接種者への個別通知による再度の接種勧奨を実施していますか。 | 50 (80.6%) | 12 (19.4%) | |
| | | | | |
| 5 | 次年度以降、麻しん・風しん第2期接種について、未接種者への再度の接種勧奨を実施する予定はありますか。 (4で「していない」と答えた場合のみ回答) | 6 (50.0%) | 6 (50.0%) | |
| | | | | |

※定期接種実施要領(抜粋)

第1 総論

1 予防接種台帳

市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による予防接種(以下「定期接種」という。)の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき様式第一の予防接種台帳を参考に作成し、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「政令」という。)第6条の2や文書管理規程等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。

また、予防接種台帳を、未接種者の把握や市町村間での情報連携等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましい。